

小牧市認知症カフェ開設準備経費補助金交付要綱

平成29年3月31日
28小地第4421号

(通則)

第1条 小牧市認知症カフェ開設準備経費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、市費補助金等の予算執行に関する規則(昭和34年小牧市規則第3号。以下「規則」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、地域の実情に応じて、認知症の人及びその家族、地域住民、専門職等誰もが参加し、及び集うことができる場所として認知症カフェを開設する個人又は団体に対し、当該開設に要する準備経費の一部を補助することにより、当該個人又は団体が認知症カフェの開設時から高いサービスを提供するための体制整備を支援することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内で認知症カフェを開設しようとする個人又は団体のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市税を滞納していない者

(2) 補助金の交付決定の通知の日から3月以内に認知症カフェを開設することが可能な者

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、認知症カフェの開設準備に係る事業で、次の各号のいずれの要件にも該当するものとする。

(1) 開設当初の参加人数が5人以上見込まれること。

(2) 小牧市認知症カフェ運営補助金交付要綱(平成29年3月31日28小地第4422号)第4条各号の要件を満たす見込みがあること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する経費のうち、消耗品費、印刷製本費、手数料、工事請負費及び備品購入費とする。

(補助金の額)

第6条 市は、予算の範囲内において、補助対象経費の額を補助事業者に交付するものとする。ただし、その限度額は、5万円とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業を開始する日の30日前までに規則第4条の規定により申請書を提出しなければならない。

2 申請書には、規則第4条第1号及び第2号に定める書類のほか、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 団体の規約（団体の場合）
- (2) 構成員名簿（団体の場合）
- (3) 身分証明書（個人の場合）
- (4) 認知症カフェの実施場所を示した書類

(申請の取下げ)

第8条 申請の取下げをしようとする者は、規則第7条の通知を受け取った日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(計画変更等)

第9条 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに補助事業計画変更等承認申請書（様式第1）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更を来さない場合における次の各号のいずれかに該当する変更については、この限りでない。

- (1) 補助金の目的を達成するための弾力的な運用に伴う事業内容の変更
- (2) 補助金の目的を損なわない事業計画の細部の変更

2 規則第5条から第7条までの規定は、前項の申請があった場合に準用する。この場合において、規則第7条中「補助金等交付決定通知書（様式第2）」とあるのは、「補助金変更交付決定通知書」と読み替えるものとする。

3 前項後段において読み替えて適用する補助金変更交付決定通知書は、様式第2によるものとする。

(実績報告書)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第12条に規

定する実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業内容報告書
- (3) 領収書の写し又は支払証拠書類
(補助金の請求及び交付)

第11条 補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、規則第13条の通知を受け取った日から起算して20日以内に補助金交付請求書(様式第3。以下「請求書」という。)を提出するものとする。ただし、最終請求日は、翌年度の4月30日とする。

2 補助金は、請求書を受け取った日から起算して30日以内に交付するものとする。

(財産の処分制限)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、取り壊し、貸し付け、又は担保に供するときは、市長の承認を得なければならない。

2 前項の規定は、補助金の交付から5年を経過した後は、適用しない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 前項に規定する日以前に規則第7条の規定による補助金の交付の決定を受けた者に係る補助金の交付等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市ねたきり高齢者等介護者手当支給要綱、小牧市外国人高齢者給付金支給要綱、小牧市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業運営要綱、小牧市高齢者能力活用推進事業費補助金交付要綱、小牧市老人クラブ育成事業費補助金交付要綱、小牧市高齢

者外出支援サービス事業実施要綱、小牧市訪問理美容サービス事業実施要綱、小牧市高齢者等健康診断書料助成金交付要綱、小牧市社会福祉法人運営費補助金交付要綱、小牧市認知症カフェ開設準備経費補助金交付要綱、小牧市認知症カフェ運営補助金交付要綱及び小牧市認知症高齢者等あんしん補償事業実施要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市ねたきり高齢者等介護者手当支給要綱、小牧市外国人高齢者給付金支給要綱、小牧市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業運営要綱、小牧市高齢者能力活用推進事業費補助金交付要綱、小牧市老人クラブ育成事業費補助金交付要綱、小牧市高齢者外出支援サービス事業実施要綱、小牧市訪問理美容サービス事業実施要綱、小牧市高齢者等健康診断書料助成金交付要綱、小牧市社会福祉法人運営費補助金交付要綱、小牧市認知症カフェ開設準備経費補助金交付要綱、小牧市認知症カフェ運営補助金交付要綱及び小牧市認知症高齢者等あんしん補償事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年3月28日から施行する。

様式第 1 (第 9 条関係)

補助事業計画変更等承認申請書

年 月 日

(宛先) 小牧市長

補助事業者住所 (所在)

氏名 (名称)

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助事業
について計画を (変更・中止・廃止) したいので、次のとおり申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 変更後の補助金申請額 金 円
- 3 計画変更等の理由
- 4 計画変更の内容

※計画変更の内容は、変更前と変更後の内容が対比できるように作成し、
事業内容、予算書その他の変更を明らかにする資料を添付すること。

- 備考
- 1 この様式中必要としない事項を省略し、又は必要に応じて修正することができる。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第2（第9条関係）

補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

小牧市長

印

年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金について、
次のとおり変更したので通知します。

- 1 補助事業の名称
- 2 変更後の補助金の額 金 円
- 3 計画変更の内容
- 4 条件

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3（第11条関係）

補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）小牧市長

補助事業者住所（所在）

氏名（名称）

年 月 日付け 第 号で額の確定を受けた補助金について、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 振込先

(1) 金融機関名 _____

(2) 科目 普通・当座

(3) 口座番号 _____

(フリガナ)

(4) 口座名義人 _____

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。